

社会保険事業状況（平成18年4月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成18年4月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,949万9千人、法第3条第2項被保険者1万5千人、船員保険6万5千人である。前年同月と比べてみると政管健保は25万6千人（対前年同月比1.3%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同9.5%減）、船員保険は2千人（同2.3%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年4月末現在の政管健保適用の事業所数は152万（対前年同月比1.2%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.9%減）、18年3月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.1%減）となっている。

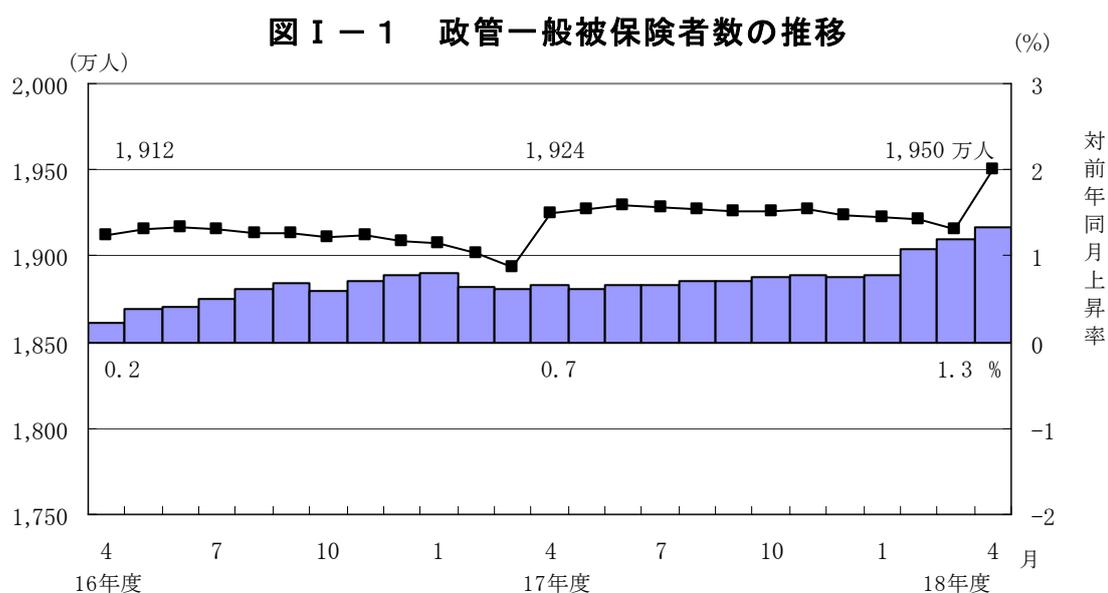


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

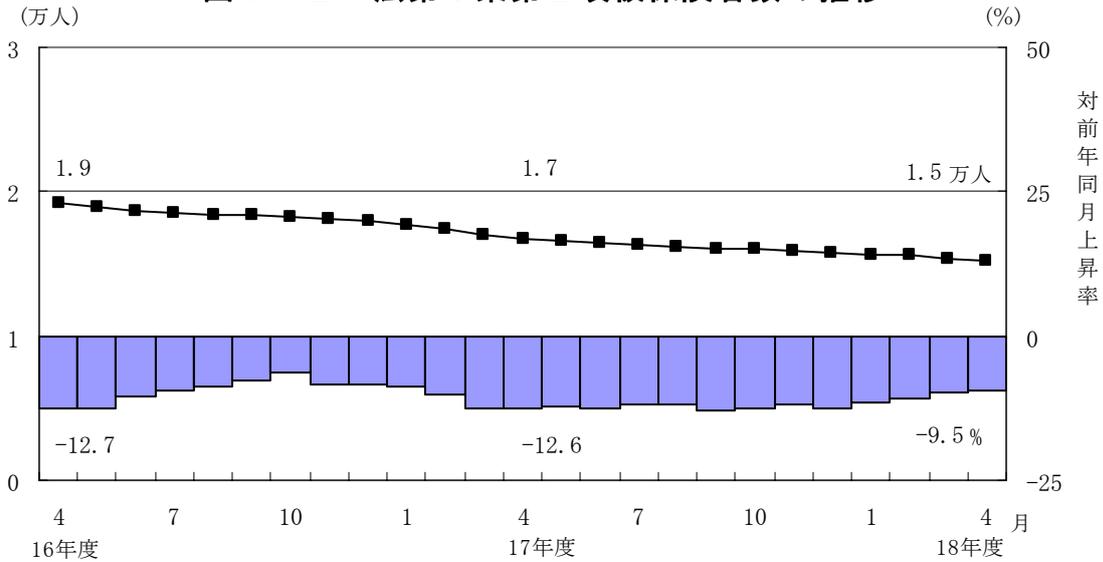
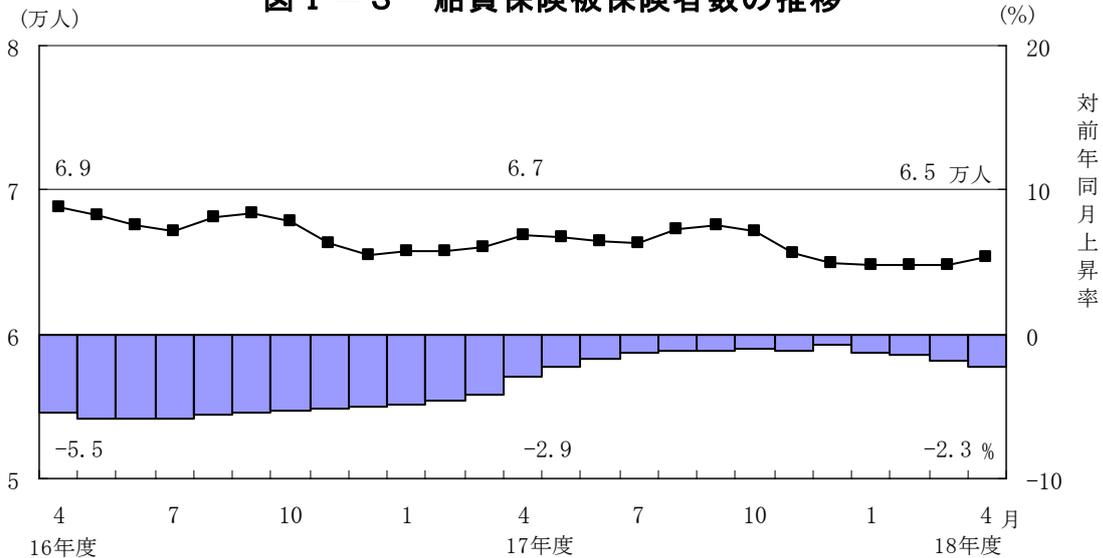


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年4月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万1,622円 (対前年同月比0.0%減) であり、船員保険37万8,214円 (同0.0%減) である。また、法第3条第2項被保険者の18年3月末の賃金日額の平均は1万3,174円 (同2.7%増) である。

平成18年4月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万6千か所、法第3条第2項被保険者1か所、船員保険の船舶所有者数38か所となっている。被保険者数は、政管健保52万4千人、法第3条第2項被保険者37人、船員保険489人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保21万2千円、法第3条第2項被保険者15万8千円、船員保険48万9千円となっている。

各医療保険に加入している平成18年4月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,283万5千人（対前年同月比0.7%増）、法第3条第2項被保険者1万3千人（同10.5%減）、船員保険7万4千人（同3.6%減）である。

平成18年4月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万4,569円（対前年同月比0.3%減）、船員保険40万4,240円（同0.1%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年3月末の賃金日額平均は1万3,500円（同4.6%増）である。

(2) 給付状況

平成18年4月の保険給付費は、政管健保3,204億1千万円（対前年同月比4.7%減）、法第3条第2項被保険者分3億5千万円（同7.8%増）、船員保険21億4千万円（同4.1%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万6千円（同6.2%減）、法第3条第2項被保険者2万3千円（同18.8%増）、船員保険3万3千円（同1.9%減）である。

(3) 診療費の状況

平成18年4月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,167億4千万円（対前年同月比3.9%減）、法第3条第2項被保険者分2億4千万円（同9.2%減）、船員保険17億3千万円（同3.1%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年4月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	19,968	37,917	31,674	△ 4.2	△ 6.3	△ 3.9
法第3条第2項	12	33	24	△ 11.6	△ 8.7	△ 8.9
組合健保	16,386	29,539	23,304	△ 5.7	△ 7.5	△ 5.0
船員保険	88	185	173	△ 5.6	△ 7.0	△ 3.1
共済組合	5,172	9,250	7,296	△ 7.7	△ 9.4	△ 6.8
小 計	41,626	76,924	62,472	△ 5.3	△ 7.1	△ 4.6
国 保	29,783	67,216	64,823	0.7	△ 2.0	0.4
老人保健	21,028	64,286	75,066	△ 5.4	△ 8.2	△ 5.6
合 計	92,437	208,426	202,361	△ 3.4	△ 5.9	△ 3.5

- (注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成18年4月末現在の被保険者数1,949万9千人のうち、男子の被保険者数は1,218万2千人（対前年同月比1.1%増）、女子は731万7千人（同1.8%増）である。また、任意適用被保険者数は50万5千人（同0.3%減）で全体の2.6%である。

平成18年4月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万1,653円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万4,975円（同0.3%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成18年4月末現在の被扶養者数は1,640万2千人で、扶養率は0.841となっている。

(2) 給付状況

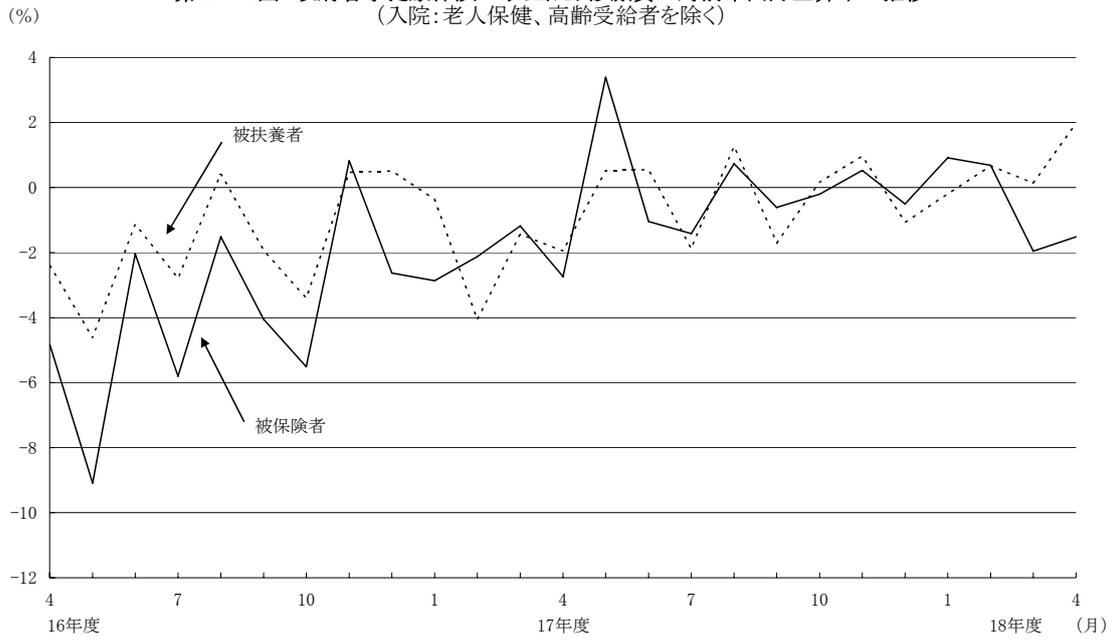
平成18年4月の保険給付費は、3,204億1千万円（対前年同月比4.7%減）となっており、うち、医療給付費は2,941億9千万円（同3.8%減）で保険給付費の91.8%を占めている。また、傷病手当金は109億9千万円で保険給付費の3.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

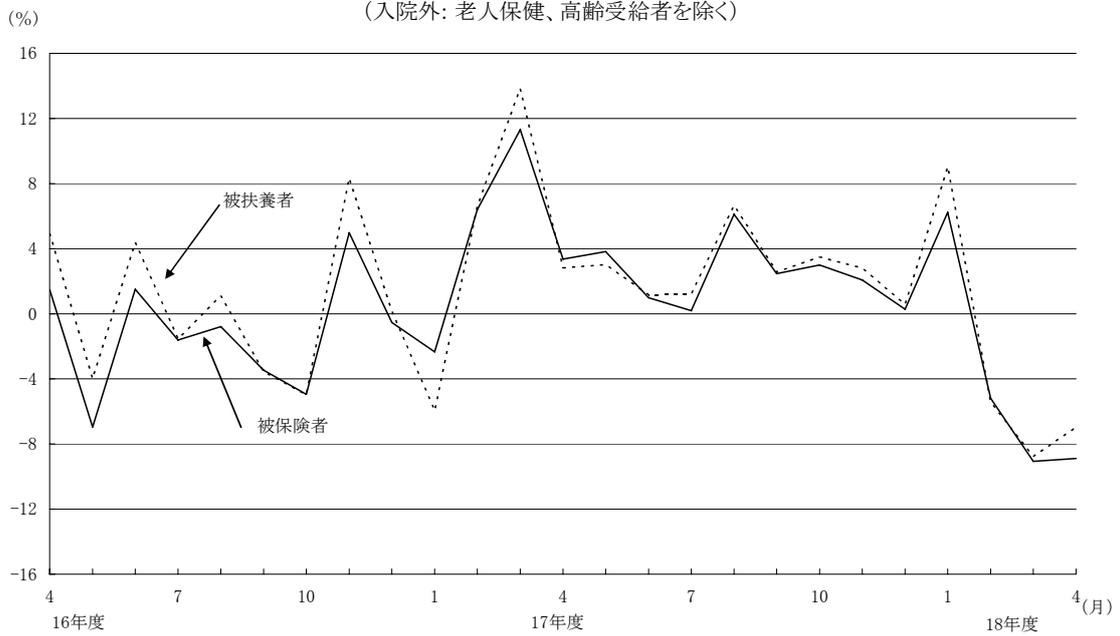
平成18年4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,705円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,153円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,665円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が534.61、被扶養者が613.68、高齢受給者が1,392.34であり、1件当たり日数は、被保険者が1.87日、被扶養者が1.90日、高齢受給者が2.33日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,720円、被扶養者が7,834円、高齢受給者が9,759円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成18年4月末現在の被保険者数1万5千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比7.7%減）、女子は4千人（同14.6%減）である。

平成18年4月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.646となっている。

(2) 給付状況

平成18年4月の保険給付費は、3億5千万円（対前年同月比7.8%増）となっており、うち、医療給付費は2億2千万円（同8.4%減）で保険給付費の63.1%を占めている。また、傷病手当金は1億3千万円で、保険給付費の36.0%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,980円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,908円、高齢受給者の1人当たり診療費は17,832円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が529.02、被扶養者が432.15、高齢受給者が834.44であり、1件当たり日数は、被保険者2.88日、被扶養者が2.33日、高齢受給者が2.73日であり、1日当たり診療費は、被保険者が6,544円、被扶養者が8,846円、高齢受給者が7,827円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成18年4月末現在の被保険者数6万5千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.1%減）、漁船（い）が1千人（同1.1%増）、漁船（ろ）が1万9千人（同7.4%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同0.9%増）である。

平成18年4月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万8,189円（対前年同月比0.7%減）、漁船（い）が37万0,523円（同1.7%増）、漁船（ろ）が32万7,029円（同0.1%増）である。平成18年4月末現在の被扶養者数は10万2千人で、扶養率は1.568である。

(2) 給付状況

平成18年4月の保険給付費は、21億4千万円（対前年同月比4.1%減）となっており、うち、医療給付費は17億1千万円（同1.5%減）で、保険給付費の80.0%を占めている。また、傷病手当金は3億5千万円で、保険給付費の16.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,333円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,563円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,262円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が498.29、被扶養者が584.81、高齢受給者が1,288.59であり、1件当たり日数は、被保険者が2.26日、被扶養者が1.98日、高齢受給者が2.50日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,971円、被扶養者が8,240円、高齢受給者が9,691円である。